

公 告

分任契約担当官
陸上自衛隊日本原駐屯地
第356会計隊日本原派遣隊長 福島 壮礎

次のとおり一般競争入札を行います。入札心得等関係事項を承知の上参加して下さい。

- 1 競争入札に付する事項
 - (1) 件 名：高所作業車ほか9件のリース及びカラー、モノクロ印刷
 - (2) 規 格：仕様書のとおり
 - (3) 履行場所：陸上自衛隊日本原演習場
 - (4) 履行期限：令和 8年 9月 30日～令和 8年 11月15日

- 2 競争入札執行の場所及び日時
 - (1) 場 所：陸上自衛隊日本原駐屯地 第356会計隊日本原派遣隊入札室
 - (2) 日 時：令和 8年 9月24日（木）10時00分

- 3 保証金等に関する事項
 - (1) 入札保証金 ： 免 除
 - (2) 契約保証金 ： 免 除
 - (3) 違 約 金
落札者が契約締結に応じない場合は、落札金額の100分の5以上、落札者が契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上を違約金として徴収します。

- 4 競争に参加する者に必要な資格に関する事項
 - (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
 - (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
 - (3) 全省庁統一資格登録手続きを完了した者のうち、「役務の提供」の登録格付「D」級以上に格付けされ、中国地域の競争参加資格を有する者。
 - (4) 付紙「装備品等及び役務の調達に係わる指名停止等」に該当しないものであること。
 - (5) 契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

- 5 入札の無効
 - (1) 第4項で示した競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札
 - (2) 入札に関する条項に違反した入札
 - (3) 入札金額、入札者の氏名及び押印された陰影が判別し難い入札
 - (4) 入札開始時刻に遅れたものによる入札
 - (5) 電報・電話・FAXによる入札
 - (6) 暴力団排除に関する誓約を実施していない者の入札及び誓約に虚偽があつた場合又は誓約に反する事態が生じた場合

- 6 落札の決定方式
 - (1) 品目別総額
ただし、コピー機リースとカラー、モノクロ印刷については一体とし、それぞれの予定総価の合計をもつて落札を決定する。
 - (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定します。
 - (3) 落札決定に当たっては、入札書に記載された当該金額の10%に相当する額を加算した金額を持って落札金額とするので、各入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず見積もった金額の110分の100) に相当する金額を入札書に記載すること。

- 7 契約書の作成
落札決定後に遅滞なく作成する。

- 8 適用する契約条項
 - (1) 基本契約条項
役務請負契約条項
 - (2) 特約条項
 - ア 談合等の不正行為に関する特約条項
 - イ 暴力団排除に関する特約条項
 - ウ 単価契約に関する特約条項

- 9 その他
- (1) 郵便による入札については、令和8年9月18日(金)17時00分必着分までを有効とする。
 - (2) 1 回の入札で落札決定できない場合には、直ちに再度入札を実施する。ただし、初度入札で郵便による入札参加者があった場合の再度の入札時期は別示する。
 - (3) 電報・電話等による入札は認めない。
 - (4) 入札参加希望者は、令和8年9月18日(金)12時00分までに下記問い合わせ先へ連絡するとともに、資格決定通知書を事前提出すること。
 - (5) 代表者以外での入札については、入札までに委任状を提出してください。
 - (6) 市価調査等依頼の場合はご協力をお願いします。
 - (7) 入札及び契約に関する詳細は、陸上自衛隊日本原駐屯地第356会計隊日本原派遣隊契約班窓口にて閲覧してください。
 - (8) 入札及び仕様書に関する問い合わせ先
 - ア 入札に関する事項
〒708-1393 岡山県勝田郡奈義町滝本
陸上自衛隊日本原駐屯地第356会計隊日本原派遣隊契約班 担当：福島
TEL:0868-36-5151 内線(345)
FAX:0868-36-2198 (直通)
mailアドレス ma421fin-ma@inet.gsdf.mod.go.jp
 - イ 仕様書に関する事項
陸上自衛隊日本原駐屯地業務隊管理科 担当：有宗（アリムネ）
TEL:0868-36-5151 内線(342)

本公告は、陸上自衛隊日本原駐屯地駐屯地 第 3 5 6 会計隊日本原派遣隊 陸上自衛隊中部方面隊ホームページ https://www.mod.go.jp/gsdf/mae/mafin/ に掲示している。
--

装備品等及び役務の調達に係わる指名停止等

- 1 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止措置等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- 2 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- 3 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。

4 第2号の「資本関係又は人的関係にある」場合とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。

(1) 資本関係がある場合

次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号及び会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は、イについて子会社の一方が会社更正法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更正会社（以下「更正会社」という。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続（以下「再生手続」という。）が存続中の会社である場合を除く。

ア 親会社（会社法第2条4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合。

イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合。

(2) 人的関係がある場合

次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては、更正会社又は再生手続存続中の会社である場合は除く。

ア 一方の会社の役員（常勤又は非常勤の取締役、会計参与、監査役、執行役、理事、監事その他これらに準ずる者をいい、社外役員を除く。以下の号において同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合。

イ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更正法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合。

ウ(1)及び(2)に掲げる場合のほか、資本構成又は人的構成において関連性のある一方の会社による落札が他方の会社に係る指名停止等の措置の効果を事実上減殺するなど(1)又は(2)に掲げる場合と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合。

仕 様 書

仕 様 書 番 号	33	承 認 年 月 日	8 . 9 . 3
調 達 要 求 番 号	245	作 成 部 隊	日本原駐屯地業務隊
品 名	高所作業車リース	作 成 年 月 日	8 . 9 . 3
数 量	2 台		

本仕様書は、陸上自衛隊日本原駐屯地業務隊の高所作業車リースについて定める。

1 仕様内容

- ①高所作業車 アウトリガーA型 12m 2台
- ②納入、引き取りについては業者ですることとする。
- ③納入、引き取り費込みとする。
- ④納入日、返納日に関しては官側と調整するものとする
- ⑤納入業者は以上の事柄に関らず疑義等が生じた場合には必ず官側と調整するものとする
- ⑥官側の起因により器材を破損させた場合は、官側が修繕又は補修するものとする

令和8年10月7日（水）～令和8年10月14日（水）までの8日間

3 納入場所

日本原演習場

仕 様 書

仕 様 書 番 号	34	承 認 年 月 日	8 . 9 . 3
調 達 要 求 番 号	246	作 成 部 隊	日本原駐屯地業務隊
品 名	クサカルゴンリース	作 成 年 月 日	8 . 9 . 3
数 量	1 台		

本仕様書は、陸上自衛隊日本原駐屯地業務隊のクサカルゴンリースについて定める。

1 仕様内容

①クサカルゴン（0. 2 5 本体含む） 同等品 1台

②持ち込み、返納時燃料は満タンとするものとする

③納入日は前日とし（混雑による事故防止のため）、返納日は使用期間の次の日以降とし、官側と調整するものとする

④納入業者は以上の事柄に関らず疑義等が生じた場合には必ず官側と調整するものとする

⑤官側の起因により器材を破損させた場合は、官側が修繕又は補修するものとする

2 借用期間

令和8年10月1日（木）～令和8年10月15日（木）までの15日間

3 納入場所

日本原演習場内

仕 様 書

仕 様 書 番 号	35	承 認 年 月 日	8. 9. 3
調 達 要 求 番 号	247	作 成 部 隊	日本原駐屯地業務隊
品 名	クサカルゴンリース	作 成 年 月 日	8. 9. 3
数 量	2 台		

本仕様書は、陸上自衛隊日本原駐屯地業務隊のクサカルゴンリースについて定める。

1 仕様内容

①クサカルゴン（0. 2 5 本体含む） 同等品 2 台

②持ち込み、返納時燃料は満タンとするものとする

③納入日は前日とし（混雑による事故防止のため）、返納日は使用期間の次の日以降とし、官側と調整するものとする

④納入業者は以上の事柄に関らず疑義等が生じた場合には必ず官側と調整するものとする

⑤官側の起因により器材を破損 ⑤官側の起因により器材を破損 ⑤官側の起因により器材を破損 ⑤官側の起因により器材を破損

2 借用期間

令和8年10月7日（水）～令和8年10月15日（木）までの9日間

3 納入場所

日本原演習場内

仕 様 書

仕 様 書 番 号	37	承 認 年 月 日	7 . 3 . 1 4
調 達 要 求 番 号	249	作 成 部 隊	日本原駐屯地業務隊
品 名	ベルトコンベアーリース	作 成 年 月 日	7 . 3 . 1 4
数 量	3 台		

本仕様書は、陸上自衛隊日本原駐屯地業務隊のベルトコンベアーリースについて定める。

1 仕様内容

- ①本仕様書に関して必ず官側と調整するものとする。
- ②ベルトコンベアー 5 m (M式) 3台
- ③発電機 1 3 K V A 1 台以上でコンベア 6 台が同時に稼働できる台数
- ④分電盤 (小) 1 台 (分電盤を使用しない場合はこの限りではない)
- ⑥キャブタイヤ 一次線 3 0 m×3 本
- ⑦納入、引取費を含む
- ⑧納入日は混雑事故防止のため使用日の前日とする。(詳細は部隊と調整する)
- ⑨引取日については使用期間の次の日以降とする。
- ⑩仕様書に記載ない事項及び疑義が生じた場合は部隊側に申し出て調整を行うものとする
- ⑪官側の起因により器材を破損させた場合は、官側が修繕又は補修するものとする

2 借用期間

令和 8 年 1 0 月 1 日 (木) ～令和 8 年 1 0 月 3 日 (土) の 3 日間

3 納入場所

日本原演習場

仕 様 書

仕 様 書 番 号	38	承 認 年 月 日	8 . 9 . 4
調 達 要 求 番 号	250	作 成 部 隊	日本原駐屯地業務隊
品 名	油圧ショベルリース	作 成 年 月 日	8 . 9 . 4
数 量	1 台		

本仕様書は、陸上自衛隊日本原駐屯地業務隊の小型油圧ショベルリースについて定める。

1 仕様内容

- ①小型油圧ショベル0. 2 5 本体 同等品 1 台
- ②持ち込み、返納時燃料は満タンとするものとする
- ③納入日は前日とし（混雑による事故防止のため）、返納日は使用期間の次の日以降とし、官側と調整するものとする
- ④納入業者は以上の事柄に関らず疑義等が生じた場合には必ず官側と調整するものとする
- ⑤官側の起因により器材を破損させた場合は、官側が修繕又は補修するものとする

2 借用期間

令和8年10月8日（木）～令和8年10月11日（日）までの4日間

3 納入場所

日本原演習場内

仕 様 書

仕 様 書 番 号	39	承 認 年 月 日	8. 9. 4
調 達 要 求 番 号	251	作 成 部 隊	日本原駐屯地業務隊
品 名	簡易トイレリース	作 成 年 月 日	8. 9. 4
数 量	25台		

本仕様書は陸上自衛隊日本原駐屯地業務隊の簡易トイレリースについて定める。

1 仕様内容

- ①日本原演習場の指定する位置に簡易水洗トイレを設置する。
- ②トイレは大便、小便兼用和式便座とする。
- ②転倒防止措置をする。
- ③納入日は前日とし(混雑による事故防止のため)、引取日は使用期間の次の日以降とする。
- ④納入、引取費含む(汲み取り費は含まない)。
- ⑤パーテーション7台分付とする。
- ⑥請負者は必ず官側と事前に調整すること。
- ⑦官側の起因により器材を破損させた場合は、官側が修繕又は補修するものとする

2 借用期間

令和8年9月30日(水)～令和8年10月19日(月) 20日間

3 納入場所

日本原演習場廠舎内

仕 様 書

仕 様 書 番 号	40	承 認 年 月 日	8. 9. 4
調 達 要 求 番 号	252	作 成 部 隊	日本原駐屯地業務隊
品 名	簡易トイレリース	作 成 年 月 日	8. 9. 4
数 量	37台		

本仕様書は陸上自衛隊日本原駐屯地業務隊の簡易トイレリースについて定める。

1 仕様内容

- ①日本原演習場の指定する位置に簡易水洗トイレを設置する。
- ②トイレは大便、小便兼用和式便座とする。
- ②転倒防止措置をする。
- ③納入日は前日とし(混雑による事故防止のため)、引取日は使用期間の次の日以降とする。
- ④納入、引取費含む(汲み取り費は含まない)。
- ⑤パーテーション16台分付とする。
- ⑥請負者は必ず官側と事前に調整すること。
- ⑦官側の起因により器材を破損させた場合は、官側が修繕又は補修するものとする

2 借用期間

令和8年10月6日(火)～令和8年10月19日(月) 14日間

3 納入場所

日本原演習場内

仕 様 書

仕 様 書 番 号	41	承 認 年 月 日	8. 9. 4
調 達 要 求 番 号	253	作 成 部 隊	日本原駐屯地業務隊
品 名	マルチャーリース	作 成 年 月 日	8. 9. 4
数 量	1 台		

本仕様書は、陸上自衛隊日本原駐屯地業務隊のマルチャーリースについて定める。

1 仕様内容

- ①マルチャー（トラックローダー0. 3 6 m³付） 同等品 1台
- ②納入、引取費を含む
- ③持ち込み、返納時燃料は満タンとするものとする
- ④納入日は前日とし（混雑による事故防止のため）、返納日は使用期間の次の日以降とし、官側と調整するものとする
- ⑤納入業者は以上の事柄に関らず疑義等が生じた場合には必ず官側と調整するものとする
- ⑥官側の起因により器材を破損させた場合は、官側が修繕又は補修するものとする

2 借用期間

令8年10月9日（金）～令和8年10月15日（木）までの7日間

3 納入場所

日本原演習場内

仕 様 書

仕 様 書 番 号	42	承 認 年 月 日	8 . 9 . 4
調 達 要 求 番 号	254	作 成 部 隊	日本原駐屯地業務隊
品 名	散水車リース	作 成 年 月 日	8 . 9 . 4
数 量	1 台		

本仕様書は、陸上自衛隊日本原駐屯地業務隊のハーベスターリースについて定める。

1 仕様内容

- ①散水車 (4 t 車) 同等品 1 台
- ②持ち込み、返納時燃料は満タンとするものとする
- ③納入日は前日までとし (混雑による事故防止のため)、返納日は10月16日以降とし、官側と調整するものとする
- ④納入業者は以上の事柄に関らず疑義等が生じた場合には必ず官側と調整するものとする
- ⑤官側の起因により器材を破損させた場合は、官側が修繕又は補修するものとする

2 借用期間

令和8年10月12日 (月) ~令和8年10月16日 (金) までの5日間

3 納入場所

日本原演習場内

仕 様 書

仕 様 書 番 号	36	承 認 年 月 日	8 . 9 . 3
調 達 要 求 番 号	248	作 成 部 隊	日本原駐屯地業務隊
品 名	コピー機リース	作 成 年 月 日	8 . 9 . 3
数 量	1 台		

本仕様書は、陸上自衛隊日本原駐屯地業務隊のコピー機リースについて定める。

1 仕様内容

- ①形式 自動両面原稿送り装置 コンソール1台
- ②カラー対応 フルカラーとする
- ③複写速度はA4モノクロ50枚/分以上、カラー40枚/分以上とする
- ④複写サイズ 用紙サイズはA3～A5とする
- ⑤プリンタ、FAX、スキャナ付とする
- ⑥プリンタ機能は有線で使えるものとする。（ケーブル付）
- ⑦電源はAC100Vとする
- ⑧納入、引取費を含む
- ⑨納入日は使用期間の前日とし、引取日は使用期間の次日以降とする。（混雑による事故の防止のため。）
- ⑩納入業者は事前に必ず官側と調整すること。（納入日及び引取日含む）

2 借用期間

令和8年10月5日（月）～令和8年10月17日（月） 13日間

3 納入場所

日本原演習場廠舎

市 場 価 格 調 査 書

分任契約担当官
陸上自衛隊 日本原駐屯地
第356会計隊日本原派遣隊長 福島 壮礎 殿

¥ 品目別

- 1 納 期 : 令和8年9月30日～令和8年11月15日
2 納 入 先 : 仕様書のとおり
3 金額には消費税を含まないものとする。
上記の条件承諾の上見積りします。内訳は下記のとおり。

番号	品 名	規 格	単位	数量	単 価	金 額	備考
1	高所作業車リース	仕様書「33」のとおり (8.10.7～8.10.14)	UN	2			
2	クサカルゴンリース	仕様書「34」のとおり (8.10.1～8.10.15)	UN	1			
3	クサカルゴンリース	仕様書「35」のとおり (8.10.7～8.11.15)	UN	2			
4	ベルトコンベアリース	仕様書「37」のとおり (8.10.1～8.10.3)	UN	3			
5	油圧ショベルリース	仕様書「38」のとおり (8.10.8～8.10.11)	UN	1			
6	簡易トイレリース	仕様書「39」のとおり (8.9.30～8.10.19)	UN	25			
7	簡易トイレリース	仕様書「40」のとおり (8.10.6～8.10.19)	UN	37			
8	マルチャーリース	仕様書「41」のとおり (8.10.9～8.10.15)	UN	1			
9	散水車リース	仕様書「42」のとおり (8.10.12～8.10.16)	UN	1			
10	コピー機リース	仕様書「36」のとおり (8.10.5～8.10.17)	UN	1			
11	カラー印刷	リースコピー機使用分	SH	13,000			
12	モノクロ印刷	リースコピー機使用分	SH	3,000			
13		以 下 余 白					
14							
15							

当社(私(個人の場合)、当団体(団体の場合))は、暴力団排除に関する誓約事項について誓約します。
上記の公告又は通知に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾のうえ入札見積いたします。

令和8年9月24日

入 札 書

分任契約担当官
陸上自衛隊 日本原駐屯地
第356会計隊日本原派遣隊長 福島 壮礎 殿

¥ 品目別

- 1 納 期 : 令和8年9月30日～令和8年11月15日
2 納 入 先 : 仕様書のとおり
3 金額には消費税を含まないものとする。

上記の条件及び入札(見積)・契約心得承諾の上入札します。内訳は下記のとおり。

番号	品 名	規 格	単位	数量	単 価	金 額	備考
1	高所作業車リース	仕様書「33」のとおり (8.10.7～8.10.14)	UN	2			
2	クサカルゴンリース	仕様書「34」のとおり (8.10.1～8.10.15)	UN	1			
3	クサカルゴンリース	仕様書「35」のとおり (8.10.7～8.11.15)	UN	2			
4	ベルトコンベアリース	仕様書「37」のとおり (8.10.1～8.10.3)	UN	3			
5	油圧ショベルリース	仕様書「38」のとおり (8.10.8～8.10.11)	UN	1			
6	簡易トイレリース	仕様書「39」のとおり (8.9.30～8.10.19)	UN	25			
7	簡易トイレリース	仕様書「40」のとおり (8.10.6～8.10.19)	UN	37			
8	マルチャーリース	仕様書「41」のとおり (8.10.9～8.10.15)	UN	1			
9	散水車リース	仕様書「42」のとおり (8.10.12～8.10.16)	UN	1			
10	コピー機リース	仕様書「36」のとおり (8.10.5～8.10.17)	UN	1			
11	カラー印刷	リースコピー機使用分	SH	13,000			
12	モノクロ印刷	リースコピー機使用分	SH	3,000			
13		以 下 余 白					
14							
15							

当社(私(個人の場合)、当団体(団体の場合))は、暴力団排除に関する誓約事項について誓約します。

上記の公告又は通知に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾のうえ入札見積いたします。